

広島県教育委員会会議録

平成30年8月10日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

平成30年8月10日（金） 13：00開会
15：11閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員 なし

3 出席職員

教育次長	畦地博之
管理部長	池田克輝
教育部長	諸藤孝則
乳幼児教育・教育支援部長	池田肇
参与	北川千幸
理事	榊原恒雄
総務課長	大内貞夫
秘書広報室長	山崎真紀
教職員課長	山田哲也
学校経営支援課長	山本聖典
教育支援推進課長	十時明子
県立学校改革担当課長	吉田宏
乳幼児教育支援センター長	田坂嘉章
義務教育指導課長	中谷一志
高校教育指導課長	阿部由貴子
豊かな心育成課長	山垣内雅彦
特別支援教育課長	西岡律子

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第1号議案	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	1
日程第3	第4号議案	大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について	4
日程第4	報 第1号	平成30年度広島県議会8月臨時会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	6
日程第5	報告・協議1	平成30年度公立学校基本数報告等の結果（速報）の概要について	8
日程第6	報告・協議2	平成30年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について	10
日程第7	報告・協議5	平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について	12
日程第8	第2号議案	知事の専決処分に対する意見について	13
日程第9	第3号議案	懲戒処分の指針の改正について	14
日程第10	報告・協議3	平成31年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について	14
日程第11	報告・協議4	平成31年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について	14

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者といたしまして、中村委員、菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりでございます。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第2号議案は、議会提案前の内部検討を行うものであり、第3号議案は、個別の人事案件に触れる可能性のあるものであり、報告・協議3及び報告・協議4は、成案となる前の内部検討について報告を受けるものですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。
それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第2号議案の知事の専決処分に対する意見について、第3号議案の懲戒処分の指針の改正について、報告・協議3の平成31年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、報告・協議4の平成31年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第2号議案、第3号議案、報告・協議3及び報告・協議4を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

平川教育長： それでは、第1号議案、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、永井経営企画監、説明をお願いいたします。

永井経営企画監： それでは、第1号議案によりまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、御説明いたします。

この点検及び評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、毎年点検・評価を行うものでございます。

それでは、資料の2ページを御覧ください。本日は、限られた時間でございますので、報告書の冒頭に掲載しております『点検及び評価』の結果概要により御説明させていただきます。この結果概要につきましては、主要施策実施方針に掲げる八つの施策について、平成29年度の目標に対する取組の主な成果、残された課題、平成30年度の取組方向について整理し、施策に対する自己評価を行うとともに、学識経験者からいただいた御意見を掲載しているものでございます。

なお、達成状況につきましては、「順調」、「おおむね順調」、「やや遅れ」、「遅れ」の4段階となっており、今回の評価結果といたしましては、「順調」が3施策、「おおむね順調」が5施策としております。

なお、評価を「順調」とする目安といたしましては、全ての指標について、それぞれの目標値を9割以上達成しており、全ての取組が遅れることなく推進されているものと考えております。

それでは、各施策の点検評価の概要について、御説明させていただきます。

2ページ、3ページを御覧ください。「乳幼児期における質の高い教育・保育の推進」についてでございます。3ページの「達成状況」の欄を御覧ください。この施策に対す

る評価につきましては、「順調」としております。これは、五つの力が育まれている年長児の割合が目標値を上回るとともに、乳幼児教育支援センターの設置に向けた諸準備や、実践事例集を作成するなど、取組全体が遅れることなく推進されていることから、「順調」としてしております。また、外部有識者からの意見といたしましては、「乳幼児期の教育・保育の質の向上にあたっては、家庭内での教育が必要であることから、家庭教育に役立つ情報の積極的な提供など、家庭教育の支援に係る取組を継続的に実施していくことが重要である」などの御意見をいただいております。

なお、次ページ以降の施策につきましては、達成状況及びその理由の概略について御説明をさせていただきます。

4ページ、5ページを御覧ください。『知・徳・体』のバランスのとれた『基礎・基本』の徹底』についてでございます。この施策につきましては、国・公・私立高等学校卒業生の就職率が過去10年で最も高い値となるとともに、基礎学力が定着している児童生徒の割合や長期集団宿泊活動を通して成長した児童生徒の割合など、事業指標の多くは前年度より向上し、施策全体としては成果が上がっていることから、「おおむね順調」としてしております。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。「『これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び』を促す教育活動の推進」についてでございます。この施策につきましては、「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合が前年度より向上しているほか、「学びの変革」を先導的に実践する広島叡智学園中学校・高等学校の諸準備が進んでいるなど、施策全体としては成果が上がっていることから、「おおむね順調」としてしております。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。「一人一人の多様な個性・能力をさらに生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成」についてでございます。この施策につきましては、三次中学校・高等学校の設置など、新たな県立学校の再編整備を決定したほか、現代的・社会的な課題等に対応した学習に向けた取組が、着実に成果を上げており、取組全体が遅れることなく推進されていることから、「順調」としてしております。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。「教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援」についてでございます。この施策につきましては、特別支援学校高等部卒業生の就職率が目標値を達成したほか、「学びのセーフティーネット」の構築に向け、本県施策の今後の方向性を取りまとめるなど、施策全体としては成果が上がっていることから、「おおむね順調」としてしております。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。「教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備」についてでございます。この施策につきましては、メンタルヘルス研修の受講率が目標値を上回っているほか、業務改善に関する取組を着実に進めているなど、施策全体としては成果が上がっていることから、「おおむね順調」としてしております。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。「安全・安心な教育環境の構築」についてでございます。この施策につきましては、家庭教育への支援や安全・安心な学校環境の整備に係る事業指標の多くが前年度より向上し、施策全体としては成果が上がっていることから、「おおむね順調」としてしております。

最後に、16ページを御覧ください。「生涯にわたって学び続けるための環境づくり」についてでございます。この施策につきましては、生涯学習・社会教育を進める環境づくりに関する取組が着実に推進されるとともに、歴史民俗資料館などの入館者数や学校の延べ利用回数などが、全て目標値を上回っており、取組全体が遅れることなく推進されていることから、「順調」としてしております。

以上のとおり、概要を説明させていただきました。今後とも、それぞれの施策を着実に実施するとともに、点検・評価によってPDCAサイクルを着実に回しながら、「広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の実現」に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本日御審議いただきました「点検・評価」につきましては、今月17日の文教委員会で概要を説明した後、65ページ以降の「参考資料」と併せて報告書として取りまとめ、県教育委員会のホームページにおいて公表する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。
志々田委員： 膨大な点検・評価をしていただいて、外部の方にも御意見いただいて、しっかりとし

た報告書ができていますかと思えます。

もちろん、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、公表することが義務付けられているものなので、公表することは一つのミッションだと思うのですが、教育行政として点検・評価した結果と、外部からいただいた意見を、教育委員会内で審議し、来年度の事業の点検・評価の活動にフィードバックさせて活用するというプロセスも必要かと思うのですが、その辺りどのようにされているか、教えてください。

永井経営企画監： 今、御指摘いただいた件につきましては、毎年こういった点検・評価をさせていただくとともに、来年度の予算要求がございます。その中で、当該年度に実施した事業の振り返りをして、課題があるものについては、来年度改善するような予算要求、施策につなげていくという取組をしています。

そのほか、県でいうところの重点事業については、全庁的に課題のあるものにつきましては、知事、副知事を含めて課題を共有するとともに、その後の対応策についても定期的に確認するという「執行モニタリング」の制度もございます。そういった制度を活用しながら、着実に事業を回していきたいと考えております。

志々田委員： ありがとうございます。それに付随して、後ろの方の資料のところに、点検項目を「順調」、「おおむね順調」、「やや遅れ」、「遅れ」というように判断する指標というものが出されていると思うのですが、その柱がいかどうかですね。もちろん幅広い事業の取組について、幾つかの指標で評価が決まっていると思うのですが、そのバランスがいかというと、ざっと見ると、どっちかに偏っていたりだとか、やはり評価しやすいものに着目して、評価しにくいものについては指標が開発されていなかったりするので、そういった評価軸自体の再検討というのも必要かと思えます。

ですので、今年度評価した軸を外部の先生方に見てもらって、これで本当にいいと思うかということについても御意見をいただく。要するに、評価の内容だけでなく、評価している枠自体も第三者に評価していただき、点検・評価の精度を上げていくということが、すぐには難しいかもしれませんが、今後必要かなと思えます。誰が見ても、客観的に広島県の教育行政をしっかりと評価しているなというようなものに作り変えていくためには、それなりの努力がプラスアルファで必要だと思います。様々な外部の先生方の御意見とかを読ませていただくと、「こっちは大事なのではないか」とか、「こういう視点を大事にしてほしい」というような御意見もいただいているので、それを来年度の評価に生かしていくような取組も必要かなと思えますので、引き続き検討してください。意見です。

中村委員： 全体的に「順調」、「おおむね順調」ということですが、拝見して、特に違和感はないのですが、そうはいつでも個別に見ていくと、目標を達成できていない項目があるということで、そういうところを是非引き続き、効果が出るように頑張っていたいただきたいということは申し上げておきたいと思えます。

それから、細かい点で恐縮なのですが、5ページ『知・徳・体』のバランスのとれた『基礎・基本』の徹底のところですが、「児童生徒の体力・運動能力の向上」の黒い丸のところ、「小・中学校ともに8種目中6種目以上が全国トップ県を下回っており、基本的な体力・運動能力の一層の向上を図る必要があります」というのは、トップにならないといけないということなのではないでしょうか。

山垣内豊かな心育成課長： できるだけ上位を目指して取り組んでいくということです。ただ、数値の向上だけではなく、取組を通して、生涯を通じて運動・スポーツに親しむ力を育む必要もあります。

中村委員： トップになればいいですけど、それはなかなか難しいところでもあると思えます。

細川委員： 資料でいえば10ページのところで、「特別支援教育の充実」のところなのですが、二つ目の黒い丸のところで、「10年間で就職者が約3倍になるなど、一般企業への就職を希望する生徒が長期的に増加傾向である」ということで、一般企業への就職率も上がってきており、非常にいいことだと思います。また、一般企業の障害者雇用率も上がってきますし、そういう意味では非常にいい傾向であると思うのですが、教えていただきたいのは、せっかく就職した子供たちが、3年以内ぐらいに離職しているとしたら、その再就職というのは、非常に困難なこともあるのではないかなと思うので、仮にそういったことがあるとしたら、その辺りのミスマッチが少なくなるような御指導をしていただけたらと思うのですが、離職率などは把握しておられますか。

西岡特別支援教育課長： 卒業後3年間は追跡調査をしております。離職率についてはおおむね1割程度となっています。離職の原因につきましては、業務内容が合わなかったり、基本的な生活習慣のところで、続けて仕事に行くことが難しかったり、あるいは企業側の倒産であった

り、体調の変化などであったり、様々な理由がございます。人数が少なく、本当に個別の理由になっております。

学校におきましては、様々な可能性を引き出していくとともに、委員がおっしゃったように、マッチングができるように、たくさん新規企業を開拓していくこと、それから特別支援学校では、職場実習などがございますので、そういうことを通して、適性について、本人、保護者、それから企業側も正しく理解をしていただけるようなことをしていく、様々な取組を引き続き行っていきたいと思っております。

細川委員： 今度は4ページの上から二つ目の黒い丸でございますが、下の2行目のところの「何年生のどの段階でつまづいているのかを十分に把握することができていません。」ということの対策として、今年度は『基礎・基本』定着状況調査を実施せず、調査などを行うとお聞きをしておりますが、現在の進捗率等、御報告いただけることがあれば教えてください。

中谷義務教育指導課長： 現在のところ、対象でありますとか、そういったことも含めまして、有識者の方々との会議を重ねて御意見を伺っているところでございます。対象等をどうするかというのもまだまだ検討しておりますので、詳しく申し上げるのは難しいのですが、着実に進めていることは間違いございません。

菅田委員： 14ページのところで、「安全・安心な教育環境の構築」ということで、文科省が制定したものを基に、危機管理マニュアルを作成するということなのですが、実際、学校単位でのマニュアルの作成というのは、どうなっているのでしょうか。それは喫緊の課題で取り組んでいただきたいなという気はいたします。

山垣内豊かな心育成課長： 各学校におきましては、危機管理マニュアルを全ての学校において作成しております。また、マニュアルを毎年見直すことについては、研修会等で指導しております。ただ、土砂災害警戒区域等が変更になったりする中で、そこにまだ十分対応できてない学校がありますので、そういったところについては個別に学校と連携をとっているところでございます。

また、児童生徒が主体的に危険を感知し、危険を回避するということも重要であることから、学校安全指導者研修会等を通して、教職員の指導も行ってまいります。

平川教育長： ほかに御意見、御質問ございますか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手お願いいたします。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

第4号議案 大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について

平川教育長： 続いて、第4号議案、大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について、吉田県立学校改革担当課長、説明をお願いいたします。

吉田県立学校改革担当課長： それでは、第4号議案によりまして、大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方について御説明をいたします。

資料の1ページを御覧ください。大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方につきましては、前回の本会議におきまして、「対応方針(素案)」を御説明させていただき、委員の皆様方から御意見をいただいたところでございます。その後、この「対応方針(素案)」につきまして、大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の「学校活性化地域協議会」から意見を聴取いたしましたので、その概要について御報告させていただきますとともに、両校の今後の在り方に係る「対応方針(案)」について、御審議をお願いいたします。

始めに、「対応方針(素案)」に対する両校の「学校活性化地域協議会」の主な意見の概要でございますけれども、まず大柿高等学校の協議会では、『対応方針(素案)』の内容は、我々にチャンスを提供したと受けとめている。関係者全員が共通認識を持って、

大柿高校の生徒数増に向けた取組を進めていきたい」あるいは、「今後も厳しい状況に変わりは無いが、今回の『対応方針（素案）』は、今後の生徒数増が期待できるからこそ決定されたのだと考えている」など、「対応方針（素案）」への理解が得られ、大柿高等学校の生徒数の増加に向け、今後より一層、積極的に取り組んでいくことなどについての意見が出されたところでございます。

瀬戸田高等学校の協議会では、「市としても、あらゆる面で瀬戸田高校を支援し、平成31年度に全校生徒数が80人以上となるように、今後も努力していく」あるいは、「これまで熱心に協議してきたことが、この『対応方針（素案）』に繋がり、『諦めずに頑張れ』という県教委からのメッセージだと受け止めている」など、「対応方針（素案）」への理解が得られ、瀬戸田高等学校の存続のために、市や地域が一体となって努力をしていくことなどについての意見が出されたところでございます。

続きまして、資料2ページ「大柿高等学校及び瀬戸田高等学校の今後の在り方に係る対応方針（案）」を御覧ください。両校の協議会の意見も踏まえ「対応方針（案）」でございますが、先ほど御説明いたしましたように、両校の協議会におきまして、「対応方針（素案）」への理解が得られましたので、内容は前回お示しいたしました「対応方針（素案）」と同じものとしております。

改めて御説明をいたしますと、「大柿高等学校及び瀬戸田高等学校については、引き続き、学校の活性化に向けた取組を継続することとし、平成31年度の全校生徒数が80人以上となることを目指す」ことといたします。「平成31年度以降の対応」につきましても、前回お示しした内容からは変更しておりませんが、平成31年度の全校生徒数が80人以上の場合は、「基本計画」に基づく取組を継続することとし、平成31年度の全校生徒数が80人未満の場合には、平成32年度から「基本計画」に掲げます①から③までのいずれかとするを原則といたします。

ただし、平成31年度の新入学生徒数の状況などを踏まえ、取組の成果が表れていると認められる場合には、平成31年度末までを限度として、全校生徒数80人以上を目指した取組を継続することといたします。

最後に、県教育委員会の対応につきましては、学校の更なる活性化や、次年度新入生徒の確保に向け、例えば、関係課の職員が定期的に学校を訪問し、教科指導や生徒指導、学校運営などについての指導・助言を行うなど、県教育委員会の関係課が一体となり、両校の活性化に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

志々田委員： やる気になってくださったというか、これまで以上に頑張ってくださいという御意見ははっきりして良かったと思います。

これからは、県教委も二つの学校の活性化を支援するというようなことを、説明いただいたと思うのですが、やはり教科指導とか生徒指導とかというのは、いわゆる普通の指導体制のことなので、学校運営に関して、もう少し多角的にいろいろとアドバイスをするといったことが必要かと思うのですけれども、どういう立場の方がどのように学校を支援されるのか、教えてください。

吉田県立学校改革担当課長： 両校に対する教育委員会の支援でございますけれども、例えば、先ほどの教科指導でありますと、高校教育指導課の指導主事が担当教科に関する指導をします。あるいは、生徒指導ということであれば、豊かな心育成課の指導主事が指導いたします。また、学校運営の面からは、学校経営支援課の管理主事が訪問して指導するほか、総括指導主事が訪問したり、人事的な面でいえば、教職員課の管理主事にも学校を訪問してもらおうと考えています。あるいは、学校の施設面で課題があるということであれば、施設課の職員に学校訪問を依頼しまして、必要な支援、指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

志々田委員： 今、高校の教育魅力化のプロジェクトというのが全県的に進んでいて、近県である島根県が中心にやっておられて有名なことは、重々御承知かと思えます。やはりどこの県を見ても、外の力をとても重視して、今までの高校教育で言われているマネジメントではない、民間企業やNPO、国際協力だとか、様々な外部の力を使いながら、いろいろな支援をして、学校の活性化に向かって進んでおられる姿をよく見ます。

この二つの学校も地元の力だけではうまく進んでいくことができず、外部の力を借りて、ということも必要な状況になっているのかなと思います。それを県教委がするかどうかは置いておいて、学校からそのような、今までのやり方、マネジメントの改善とい

うところだけでは及ばないような支援が求められたときに、積極的に相談に乗ったり、一緒に協議するチームに加わったりして、出てきたアイデアをもっともっとプラスにできるような県教委の支援が必要かなと思いますので、様々な関係部署の指導主事や管理主事の先生方に御協力いただいて、二つの学校の学校活性化地域協議会が希望するものが実現できるように、御支援いただけたらと思います。意見です。

細川委員： 非常に地元の熱い思いがひしひしと感じられ、学校と小・中学校、それから地元の産業界、経済界が協議会を構成して、学校を存続させるためにどうすべきかという熱い議論がなされているということが非常に頼もしい、うれしいと思うのですが、(2)のただし書きのところが、ちょっと曖昧なような気がするのですが、「平成31年度の新入学生徒数の状況などを踏まえ、取組の成果が表れていると認められる場合」というのは、具体的にどういうことを言っておられますか。

吉田県立学校改革担当課長： 例えば、平成31年度の新入学生徒数が平成30年度の新入学生徒数を上回る場合や、平成31年度の全校生徒数が平成30年度の全校生徒数を上回る場合には、80人以上に向けた取組の成果が表れていると判断したいと考えております。

細川委員： ということは、今おっしゃったようなことがあれば、80人以上、若しくはもっと将来的に増えていく可能性があるというように判断されるということでしょうか。

吉田県立学校改革担当課長： 両校とも地域の中学校の生徒数、あるいは高校に通う生徒の通学の状況等を判断いたしますと、これらの取組を行うことによりまして、80人以上を回復することは十分に可能ではないかと考えております。

中村委員： 今、細川委員が御指摘した、ただし書きがあるとはいいいながら、平成31年度の生徒数ということになると、後残り半年ぐらいですよね。本気度が伝わってくるということは非常にいいことだとは思いますが、気合いだけで生徒数が増えるとは限らないと思いますので、学校としての魅力向上はもちろんですけれども、志々田委員も言われていたように、どういう策が効果があるのかということを実行していかないと、あっという間に時間がたってしまうということがちょっと心配ですので、是非効果が出るように手を打っていただきたいと思います。意見です。

平川教育長： ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

報 第 1 号 平成30年広島県議会 8 月臨時会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

平川教育長： 続いて、報 第 1 号、平成30年広島県議会 8 月臨時会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、大内総務課長、説明をお願いします。

大内総務課長： それでは、報 第 1 号につきまして御説明いたします。

平成30年広島県議会 8 月臨時会に提案された教育委員会関係の議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対して意見を求められたところがございます。臨時会開会までに暇がなく、教育委員会の会議を開くことが困難であったため、教育長の臨時代理により同意することを決定させていただいたことから、その内容について御報告の上、御審議いただくものでございます。

今回、臨時会に提案されました教育委員会関係の議案は、「平成30年度教育委員会関係補正予算」の1件でございます。

1 ページをお願いいたします。資料の下の方でございますけれども、点線で囲みました枠内の「要求内容」を御覧ください。補正予算の内容といたしましては、平成30年7月豪雨により被害を受けた県立施設の災害復旧等に係る事業を実施するものでございます。具体的には、JRの運休により通学が困難となっている生徒への通学支援対策とし

て1億5,000万円余、道路の寸断等による特別支援学校スクールバス運行委託の変更契約等に係る経費として3,500万円余、国・県指定等文化財の災害復旧に係る補助事業を実施する経費として1,100万円余、県が所有しております国指定重要文化財「旧真野家住宅」の災害復旧に係る経費として1,400万円余、県立学校施設等の災害復旧事業を実施する経費として4億9,400万円であり、要求総額は7億600万円余でございます。

補正事業の財源について御説明いたします。資料の上の「(1)歳入」を御覧ください。国庫支出金の補正額3億2,500万円余につきましては、国の文化施設費補助金を1,000万円余、教育施設災害復旧費負担金を3億1,500万円余、活用することとしております。

県債の1億7,900万円余につきましては、文化施設等整備事業債を400万円余、補助災害復旧事業費を1億5,700万円余、単独災害復旧事業債を1,800万円活用することとしております。

以上の補正予算によりまして、教育委員会所管の歳入予算総額は484億6,700万円余となり、歳出予算総額は、「(2)歳出」の部で、表の右下に記載しておりますとおり、1,710億3,700万円余となります。

以上が臨時会に提案されました、教育委員会関係の議案でございます。

臨時代理に当たりましては、災害復旧に向け必要な予算であることを関係課で確認したことから、同意することが適当であると判断したものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

近藤委員： JRの運休による通学への影響というのは、大きいものがあるのだろうと思うのですが、この通学支援対策というのは、具体的にどういった内容に充てられる費用になるのかという点と、2学期がもうすぐ始まることになるのですが、始まったときのフォローといいますか、その辺りができているかどうかというところを教えてください。

大内総務課長： 通学支援対策事業の具体的な内容でございますけれども、JRには、学校の授業が再開いたします夏季休業明けに向けて、運休している路線部分の代行バスの運行が開始されるよう、検討・準備を進めていただいております。

関係する生徒の通学方法については、基本的にJRの代行バスを想定しておりまして、教育委員会では、通学時間帯の混雑緩和のため、各学校の始業時間の変更など、ソフト面での対応を最大限検討しております。代行バスを活用する生徒の人数等もJRに提供しておりまして、円滑な通学ができるように準備しておりますけれども、そういった代行バスでも通学が難しいと思われる部分、具体的には、この予算要求時には、山陽本線の三原―白市間について、県道の通行止めのため、迂回が必要な区間があり、通学時間帯の輸送量が確保できないために代行バスの運行がない部分を、今回予算要求したものでございます。

ただ、順次、JRから代行バスの追加等がありますので、1億5,000万円余は、弾力的に柔軟な対応ができるよう確保していくということで計上しているところです。

それから、2学期の始業当初の混乱なのですが、先ほどの説明と重複するのですが、JRの代行、あるいは鉄道の復旧状況を見ながら、授業の繰り下げ、あるいは場合によってはサテライト授業のような形で、生徒に対して最大限適切な教育が実施できるよう、高校教育指導課を中心に検討しております。

細川委員： 近藤委員もおっしゃったのですが、県北も御承知のとおり、芸備線、福塩線が運休しておりますが、それで通学をしている子供もかなりの数ございます。この支援事業は全県のものだと理解しているのですが、こういう災害がなく、通常の運行をしていたら、それによって通う生徒たちが、この時間まで学校に残れたとか、クラブもここまでできたというものが、仮に鉄道代行のバスのダイヤが非常に悪いために、それを諦めなければならないということがある場合、何か補助的なものはお考えなのでしょうか。

阿部高校教育指導課長： 先ほどの説明と少し繰り返しになるかと思いますが、福塩線、あるいは芸備線につきましても、委員がおっしゃられましたとおり、学校生活には部活動でありますとか授業でありますとか、様々な活動があるので、そういった教育活動全般にわたって支障がないよう、まずはJRに代行バスのダイヤ等のお願いというのは繰り返し行い、JR西日本と協議をしているところでございます。

それでもやはり難しい状況がございましたら、そこはやはり柔軟に対応していかなければいけないと考えておりますので、2学期の始業までのところで、代行バスのダイヤが今後出てくるものも様々ございますので、そういったものを見て判断をまいりた

いと思っております。

志々田委員： 特別支援学校の皆さんのスクールバスなのですが、もともと広い地域から皆さん何路線もかけていらっしゃると思うのですが、やはり体力的に長い時間バスに揺られるということが難しいお子さんとか、そういった方たちもいると思うのですが、この迂回とかということによって、学校に通えなくなってしまうとか、ちょっと支障が出るようなお子さんとかはいますか。

西岡特別支援教育課長： スクールバスを利用する児童生徒の状況について学校に確認しましたところ、迂回する経路については、学校とバス会社の方で十分協議し、児童生徒に負担にならないような形で検討していただくということで、スクールバスを利用できなくなる児童生徒については、いないということでございます。

また、自力通学の生徒がおられますけれども、JR等が利用できなくなったことにつきましては、代行バスを利用する、あるいはスクールバスを少し変更するなり、バス停を工夫するなりして、そこに臨時的に乗車できるようにするなどの対応をとっております。

志々田委員： なるべく自分で通える子は通えて、代行バスも使えるようになれば、また一つスキルも上がりますが、やはりこういう災害で混乱もされるでしょうから、一人一人ケアをしていただきたいです。あと、やはり長い時間というのが一番心配なので、バスの経路も、やってみて、こっちの方がいいということだったらバス会社等にも柔軟に対応いただければと思います。

細川委員： 歴史民俗資料館の旧真野家の住宅に対して、非常に多額のことをしていただいているのですが、災害状況を教えていただけますか。

大内総務課長： 旧真野家の住宅の被災状況なのでございますけれども、壁の崩落とか土砂の一部流入ということであったかと思うのですが、すみません、再度確認いたします。

細川委員： 私も何度もここには行っておりますが、結構多額なので、どれぐらい被災されたのかと。1,400万円もかかっているのはすごい修理だなと思ったのですが。

大内総務課長： 旧真野家住宅は、雨漏りということで聞いています。茅葺きの一部に破損生じたものです。

平川教育長： ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本件は原案どおり承認されました。

報告・協議 1 平成30年度公立学校基本数報告等の結果（速報）の概要について

平川教育長： それでは、続いて、報告・協議 1，平成30年度公立学校基本数報告等の結果（速報）の概要について、山崎秘書広報室長，説明をお願いいたします。

山崎秘書広報室長： 報告・協議 1，平成30年度公立学校基本数報告等の結果（速報）の概要について、御説明いたします。

1 ページを御覧ください。平成30年 5 月 1 日現在の県内の国立・公立・私立の学校に関する基礎数値を取りまとめたものでございます。ポイントといたしまして、囲みのところについて御説明をいたします。

まず、学校数についてでございますが、括弧書きで新設 3 校、廃校 6 校等と記載しておりますところについて御説明します。まず、安芸高田市において、5 校の小学校が統合の形で廃校になりまして、新設の 2 校、八千代小学校、甲田小学校が新設されております。さらに、竹原市につきましては、吉名小学校と吉名中学校が義務教育学校に移行する形で廃校 2 校、新設 1 校という形になっております。また、東広島市におきましては、龍王小学校が新設されております。さらに、県立学校につきましては、県立広島教

智学園中学校・高等学校，さらに三次中学校が新設となっております。

続きまして，児童生徒数についてでございますが，5ページにグラフをつけておりますので御覧ください。こちらは昭和23年度に初めてこの調査を始めて以来のグラフになっております。御覧いただいて分かりますとおり，児童数，児童生徒数は減少傾向が続いておりますけれども，一番上の小学校につきましては，今年度，昨年度よりも36年ぶりに上昇しております。この理由につきましては，現在の小学校1年生から小学校6年生に，一時的にはありますが，増加傾向にあった時期の児童が入っているというところが原因でありまして，全体的な減少傾向については引き続きしております。

なお，下から3番目の特別支援学校につきましては，過去最高値ということで，本年も平成12年度以降，19年連続して増加が続いております，調査開始以来の最多の数となっております。

それでは，続きまして7ページを御覧ください。こちらは，平成30年3月に県内の中学校，義務教育学校及び中等教育学校の前期課程，高等学校，特別支援学校を卒業又は修了した者の状況調査結果の速報でございます。上段の四角囲いの結果のポイントを御覧ください。こちら，1，2，3は，いわゆる中学生に当たるところでございますけれども，一番上の中学校卒業者の進学率は98.6%，就職率は0.4%ということで，ここの傾向については大きな変動はございません。

また，4番目の高等学校卒業者につきましては，大学等への進学率は59.5%，就職率は15.5%で，いずれも過去5年間で最も高い数値となっております。

また，5番目の特別支援学校卒業者につきましては，中学校卒業者の進学状況に大きな変動はございません。高等学校卒業者につきましては，進学率が41.1%ということで，例年に比べて2.7ポイント上昇しております。これは過去3年程度，ほぼ4割前後を推移しております，同様の傾向となっております。

なお，13ページ以降には調査の詳細を添付しておりますので，後ほど御覧ください。

また，今回は速報値ということで発表しておりますけれども，今後，各学校の基本数等を精査いたしまして，来月を目途に確報値を取りまとめることとしておりますので，御承知おきください。

説明は以上でございます。

平川教育長： 御質問又は御意見がございましたら，お願いいたします。

細川委員： 23ページを御覧ください。ちょっと気になったのは，ここには高等学校の卒業者の状況が書いてあるのですけれども，第5表のところに一時的な仕事について者が209人，それからその他の人が758人，合わせると967人なのです。1,000人近い人がそういう状況にあるということで，就職支援ということが十分に行われていたのかどうか，状況はどうだったのかということが知りたいのですが，いかがでございますか。

阿部高校教育指導課長： 今言っていたきました一時的な仕事について者，あるいはその他のところでございますけれども，まず，一時的な仕事について者というのは，アルバイト等の臨時的な収入を目的とした仕事について分類となっております。また，その他としましては，希望する進路に向けて自宅での学習を進めている生徒，あるいは家事手伝いをしている生徒でありますとか，病気療養等を含めて治療に専念しているような状況もございます。ただ，先ほどありましたように，就職や進学も含めて，高校を卒業するときに，どのように社会に出ていって自立をしていくかということにつきましては，丁寧な指導はこれまでも行っておりますけれども，継続して各学校で個々の生徒の状況を見ながら，指導を進めてまいりたいと思っております。

具体的には，こういった生徒につきましては，卒業後も相談を各校で行っていたり，あるいは就職をしたいという気持ちがだんだん高まっていく生徒もございますので，そういったときにはハローワークとつなげるような指導も行っております。継続して指導を進めてまいりたいと考えております。

細川委員： 続いて，今度は25ページの一番下の表なのですけれども，大学と短大の進学先の状況が書いてございます。県内の大学に進学した者が55.9，短大が63.9，この数字については，どのようにお感じになっておられますか。私も実は大学を関西地方に行ったので，ここで質問しにくいのですが，地元の大学に通い，そして地元の企業に就職をしていただきたいというのが企業人としては思うところでありまして，帰ってくる学生もいますけれども，首都圏とかに行きますと帰ってこない人も結構いるものですから，そういう意味では，せっかく広島県で教育を受けたのに，他県へ進学して，そのままそちらでというのも非常にもったいないような気もしております。県教委の方では，どのような御

感想を持っておられますか。

阿部高校教育指導課長： まず、高等学校を卒業する段階での生徒におきましては、様々なこれからの人生のプランを持っておりまして、県内、県外を問わず、自分が興味、関心がある学部や学科を選んで大学へ進学しているものと考えておりますが、今年度の特徴でございますと、昨年度は県内の4年制大学への進学率が55.1%であったのに対し、今年度は先ほど数値を言っていましたように、55.9%となり、0.8ポイント上昇しているところでございます。数値だけのところで見ますと、近畿地方への4年制大学への進学率が、昨年度と比べて1.1ポイント減少しております、県内へ留まっている生徒というのも増えてきているような傾向が見られます。ただし、これにつきましては、先ほど言いました数値も0.何ポイントという、数値が非常に小さなものでございますので、各学年において様々な進路状況がございますので、変動というのは各年度において起こり得るものと考えております。

中村委員： 高等学校の生徒数なのですけれども、全体が1,100人減っています。そのうち公立が約900名減って、私立が200名減っているということなのですが、バランス的に見て、公立の減りが多いわけですので、この数字をどのように捉えているかお聞きしたいのですが、よろしくお願ひします。

山崎秘書広報室長： この数字につきましては、中学校3年生の数がどんどん減っている中で、私立学校におきまして、余り学級数の減が生じていないということも影響しているかとは思いますが、私どもといたしましても、県立の高等学校につきましては今後の在り方も含めて検討している中で、中学校3年生卒業生の数を加味して、適正な学級数はどのくらいかというのを毎年検討して策定しております。結果、こういった形になっておまして、公立学校で児童生徒数の減少を吸収しているという状況は多分にあるかとは存じます。こちらにつきましては、今後も私立学校等ですとか、又は広島市立、呉市立、福山市立等の高等学校の状況なども見ながら、子供たちの希望する進路がかなうような再編についても検討してまいりたいと考えております。

平川教育長： ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、ないようでございますので、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、平成30年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について、中谷義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

中谷義務教育指導課長： 報告・協議2によりまして、平成30年度全国学力・学習状況調査、結果の概要について、御説明をいたします。

お手元の資料1ページを御覧ください。本調査は、本年4月17日に小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部の第6学年473校、中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校、特別支援学校中学部の第3学年241校の全ての児童生徒を対象として実施したものでございます。

「3 教科に関する調査の結果」を御説明いたします。昨年度から、都道府県別の教科の平均正答率につきましては、国から小数点以下を四捨五入した整数値で提供されるため、本県の平均正答率は、整数値で表記しております。

今回出題されました学習内容につきましては、小学校は全ての教科において、平均正答率が全国平均を上回っております。中学校につきましては、数学Bにおきまして、全国平均を下回っております。その他の国語A、国語B、数学A、理科につきましては、全国平均と同程度でございます。

なお、指定都市の広島市を除いた場合につきましては、国語A、国語B、数学Aにおいて、平均正答率が全国平均を上回っております。

次に、小学校国語と中学校数学を取り上げまして、詳しく御説明をしたいと思いますので、2ページを御覧ください。一番上の二重線の枠の中にありますように、小学校国語Aにつきましては、平均正答率が73%であり、全ての領域等において、平均正答率は全国平均よりも高くなっています。

また、左側にごございます「正答数分布グラフ」を御覧いただきますと、棒が広島県、折れ線が全国を示しております。グラフが右肩上がりの山型になっていることから、知識・技能はおおむね定着しているものと捉えております。特に本県では、12問中9問以上正答した児童の割合が、全国よりも高くなっております。

一方、数学Bにつきましては、下の枠内に書いておりますけれども、平均正答率が46%でございまして、領域別では、「関数」の平均正答率は全国平均より高くなっておりますが、「数と式」、「図形」、「資料の活用」は全国平均よりも低くなっております。

その右下、一番下の「正答率下位2問」を御覧いただきますと、例えば、「通常料金をaとしたときの団体料金の10人分が通常料金の何人分に当たるかを求める計算からわかることを選び、その理由を説明する」といった問題につきましては、本県の通過率が10.2%と低く、全国平均も下回っております。ある事柄が成り立つことを、根拠を示して説明できていないことが要因と考えておまして、例えば数学科におきましては、ある事柄が成り立つことを説明する際には、数学的な表現を用いて、説明すべき事項と、その根拠の両方を示し、「何々であるから何々である」のように、簡潔に分かりやすく説明できるように指導していくこと、また、説明を基にした伝え合う活動を通しまして、説明の質を高めていくといった授業改善を図っていく必要があると考えております。

最後に、今後の予定でございまして、本調査結果を詳細に分析、考察するとともに、市町教育委員会や学校の効果的な取組、特徴的な取組を把握いたしまして、来年1月を目途に取りまとめで公表し、市町教育委員会や学校の授業改善の参考にしていただく予定にしております。

説明は以上でございまして。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

志々田委員： 全国学力・学習状況調査を、毎年小学校6年生と中学校3年生に当たる学年の子たちに行っているわけですがけれども、通常で考えると、ずっとやっていることなので、今、中学校3年生の子たちが小学校6年生だったときのデータというものもあるはずだと思うのですが、それと比べてどうかということも大事なと思うのです。やはり学年によってそれぞれの傾向が違うはずなので、小学校6年生だった子が中学校3年生になったときに、本当に伸びているのか、個別にひもづけしないと本当は分からないのですが、全体的な学年の傾向として、今の時点で、去年と比べるとか、全国と比べると、経年の変化、その学年の変化という分析も必要かなと思うのですが、そういう分析はしておられますか。

中谷義務教育指導課長： 現状といたしましては、そういう分析はしておりません。ただ、全ての学校とは申しませんが、小学校6年生のときの子が中学校の段階でどうなってきたかを分析して、中学校での教育効果等の指標にしているといった学校もあります。

志々田委員： データの見方というのが、今年の子は良かったのか、それともたまたまのことなのか、そもそも、平均値が0.何ポイントの差というのが、指導を考えていくときに、本当に妥当かどうかということも微妙だったりすると思うのです。特に、平均点だけのデータを見ると、小学校でできたアドバンテージが中学校でなくなっていて、小学校までは全国平均を上回っているけど、中学校に行くとき全国平均並みになっているというように見えてしまうので、本当にそうなのかどうかということも含めて検証が要るのではないかなと思います。

ちょうど今、学力の状況調査のチェックをしていると思いますので、そういった今あるデータを、これまで積み上げてきたこの全国学力・学習状況調査の結果を基に、広島県なりに分析し直すという視点があってもいいのかなと思ってお聞きをいたしました。毎年すごく大層なものを使っているのはよく存じているのですが、せっかくいろいろなデータがあるので、いろいろな視点で分析し直す、違う視点で分析することにチャレンジしてもいいのかなと思っておりましたので、一度御検討ください。

細川委員： 一つ教えていただきたいのですが、この1ページの一番下の表、全国は小数点第1位まで出ていて、本県は整数に直されているのですが、別にいただきました各市町の問題ごとのものは小数点第1位まで出ていて、教科全体としては整数化されているのですが、これはずっとこういう出し方をされておりましたでしょうか。

中谷義務教育指導課長： 昨年度から、都道府県と各教科につきましては整数値で公表されています。文部科学省の方から、序列化とか過度な競争を招いている一因であるという報告がまとめられまして、微少な桁のわずかな違いについては、実質的な学力の差異を表すものではないということで、整数値で提供されるようになったところでございます。

中村委員： 結果の細かい分析を今後に生かすということは、是非よろしくお願ひしたいと思うのですが、この小学校、中学校の結果を見ると、広島県の取組が、小学校から効果が出てきて、これがだんだん何年かすると小学校だけではなく中学校にも波及していくのかなという期待感を持って見ているのですが、そういった経年の変化というか、全体的な傾向でいうと、どんな感じなのでしょう。

中谷義務教育指導課長： 総じて言いますと、毎年ほぼ同じ傾向で、小学校について言えば、全国平均を常に上回っている。中学校につきましては、平成19年度の当初は全国に比べて相対的にはまだまだ課題があるところがありましたけれども、それが、年度によって違いはありますけれども、全国平均を若干上回るか、全国と同程度に改善してきたというように捉えています。

ただ、総体的に考えられますのは、中学校の授業改善というのは、依然として課題であるということで、例えば、理科は、今回は同程度でしたけれども、これまでに過去2回、3年に1回ではございますが、下回っていました。また、数学は、去年も数学Aが下回っていたということで、理科と数学につきましては、そういった理科担当教員、数学の担当教員の研修を個別に実施いたしまして、指導力の向上を図っていくこととしていくところがございます。

また、もう一つ申し上げれば、やはり組織的な取組としての授業改善というのが、どうしても必要かと思えます。中学校は現状、国語と数学、理科の調査をしていますけれども、調査のない教科の先生方にも一緒に問題を解いていただいて、こういった授業改善が必要なのかをしっかりと学校で議論し、取り組んでいただきたい。また、そういった指導をしてまいりたいと思っております。

細川委員： 今のと少し関連するのですが、皆さん7月31日付けの「平成30年度『基礎・基本』定着状況調査の児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査 調査結果の概要」はお手元にありますか。その中に、小学校と中学校の「『広島県教育資料』を活用した研修を行ったか」という学校への質問がある中で、小学校の方は、当てはまるのが68.3、当てはまらないが31.8、中学校の方は当てはまるが65.7、当てはまらないが34.3という調査結果になっているのですが、「広島県教育資料」は、県教委の方でしっかりつくられた非常に素晴らしい資料だと私は思うのですが、7割の方は使うが、3割の方は使っていないというのが、その辺りの御指導というのも必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

中谷義務教育指導課長： 委員御指摘のとおりでございます。継続して使っていただくように紹介をしてまいりたいと思っております。また、そういった項目だけに限らず、授業改善、授業研究におきましても、例えば講師を招へいしている割合、又は授業研究そのものをやっている割合等々につきましても、差があるという現状でございますので、そうしたことも含めまして、しっかりと結果と結び付けながら組織的な取組を促していきたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議5 平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について

平川教育長： 続いて、報告・協議5、平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について、阿部高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

阿部高校教育指導課長： それでは、報告・協議5によりまして、平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について、御説明をいたします。今回御報告する内容は、平成31年度入学者選抜における校長裁量の実施内容を取りまとめたものでございます。

まず、1ページを御覧ください。まず、選抜（Ⅰ）についてでございます。実施校数及び学科・コース数は、昨年度から変更はございません。選抜方法としましては、各高等学校が共通して実施する面接に加えて、各高等学校、課程、学科・コースの特色に応じて、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができることとしており、各校とも作文、小論文、実技検査等を実施します。

次に、選抜（Ⅱ）についてでございます。実施校数及び学科・コース数は、昨年度か

ら2校1学科・コースの減となっております。これにつきましては、吉田高等学校の学科改編、広高等学校及び呉三津田高等学校の定時制課程の募集停止による2校3学科・コースの減に対しまして、庄原格致高等学校普通科医療・教職コースと、呉工業高等学校定時制課程キャリアデザイン科の新設により、2学科増となったことによるものでございます。

選抜方法としましては、各高等学校が共通して実施する一般学力検査に加えまして、各高等学校、課程、学科・コースの特色に応じて、傾斜配点、全員面接、実技検査、自校作成問題による学力検査、一般学力検査と調査書の割合の変更を実施することができることとしております。新設となります庄原格致高等学校普通科医療・教職コースにおきましては、全員面接を実施するなど、昨年度から幾つかの変更がございます。いずれも各校長が学校、学科・コースの特色や教育目標、求める生徒像に照らし、自校の入学者選抜の在り方等について十分検討を重ね、設定したものでございます。

各高等学校の入学者選抜の実施内容につきましては、2ページから4ページにかけて掲載しております。また、5ページ以降におきましては、選抜（Ⅰ）における学校独自の推薦基準を記載しております。

なお、選抜（Ⅱ）におきましては、受検者全員面接又は実技検査を実施する学校は、それらの配点及び評価項目を、各学校が作成する選抜要項において公表することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

志々田委員： それぞれの学校が求める生徒像を設定し、それに対応した入試をするというのはとてもいいことだと思いますので、こういう取組が増えていけば、それぞれが学校の運営もしやすくなるでしょうし、子供たちの良さもうまく評価できるのでいい取組だと思います。一方で、複雑になればなるほど分かりにくくなるということがあって、やはり入試の不安というのは、少しでも解消してから受けてもらいたいなと思っているのですが、こういった特色ある入試をする学校については、様々な学校訪問だとか、オープンキャンパスのような機会で、きちんと説明をしてくださっているかどうか、また、入試の要項などで、どんな力を見たくてどういう入試をするのかということを確認に示しているかどうか、お聞かせください。

阿部高校教育指導課長： 今言っていただきましたように、入試というのは、生徒のいいところを多様な目で見ていくという、そういった機会にしたいと思っておりますので、各学校におきましては、現在、夏季休業に入っておりますので、オープンスクールを複数回実施しましたり、近隣、あるいは少し遠くの中学校へも訪問して、パンフレット等を用いて具体的に説明をしたり、ホームページを見れば、どのように各学校で特色を持っているのかということが分かるような工夫をしたりしているところでございます。

また、要項につきましても、先ほどありました育てたい生徒像でありますとか、身に付けてほしい力というものについても、各学校で工夫を凝らしながら表現をしているところでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わらせていただきます。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴の方は御退席をお願いいたします。

(14:26)

【非公開審議】

第2号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 懲戒処分の指針の改正について

懲戒処分の指針の改正について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報告・協議3 平成31年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

平成31年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、協議した。

報告・協議4 平成31年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択に

ついて

平成31年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、協議した。

(15 : 11)